

平成21年6月5日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530011
 研究課題名（和文） 戦後ハンセン病患者運動史と批判的人種理論による平等原則の機能転換に関する研究
 研究課題名（英文） Anti-stigmatization movement of Hansen's disease former patients in post-war Japan
 研究代表者
 森川 恭剛（MORIKAWA YASUTAKA）
 国立大学法人 琉球大学・法文学部・教授
 研究者番号：20274417

研究成果の概要：憲法上の平等原則が配分的正義の意味において法令の違憲審査機能をもつだけでなく、法解釈や法運用の指針として匡正的正義の意味をもつことをハンセン病差別問題やジェンダー正義の議論を通して考察した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	450,000	2,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：差別、ハンセン病

1. 研究開始当初の背景

(1) らい予防法の違憲・違法性を認めたハンセン病違憲国賠裁判熊本地裁平成13年5月11日判決（判例時報1748号30頁、以下熊本地裁判決と表記する）以後、医学・公衆衛生学・歴史学・科学史学・社会学・文学・法律学等による日本のハンセン病問題に関する学際的な研究サークルが形成されつつある。その研究目的は、古来のハンセン病差別を再編成した近代の感染症隔離政策による90年間に及ぶ人権侵害の歴史に関する多角的・徹底的な事実検証作業と被害者の人権回復、再発予防策の提案等である。

(2) らい予防法廃止（1996年）以前において法律学の観点からハンセン病差別問題に取り組んだ研究は皆無といえる状況であった。熊本地裁判決に関する判例研究を除けば、その後もほぼ同様の状況にあった。ハンセン病差別問題だけでなく、日本の法律学の差別問題に対する関心度は概して低い。そこで本研究は法律学の観点から、ハンセン病違憲国賠裁判の検討を踏まえて（森川恭剛『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社、2005年）、戦後日本のハンセン病当事者運動の意義を考察し、ハンセン病差別に立ち向かう（法学）方法論について考察を行うことにした。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、法律上の争訟となった社会的差別の問題を研究対象とするが、実定法学では、社会的差別が解釈論的な論点に収まるかぎりで考察の対象となっている。例えばハンセン病差別問題では、ハンセン病違憲国賠裁判で争点となった民法学における除斥期間論や憲法学における立法不作為論がそうであり、その結果、ハンセン病差別問題はこれらの論点に切り縮められてしまうことになる。

しかし、ハンセン病違憲国賠裁判はハンセン病当事者運動の画期的な1つの通過点であり、運動論的に選択されたものであるという意義をもっている。熊本地裁判決はハンセン病隔離政策がハンセン病差別を新たに作出・助長したと述べたが、これを法律学的に正当に評価して、実定法解釈論に反映させるために、憲法14条1項の平等原則の価値内容を配分的正義ではなく匡正的正義の観点から「匡正的平等」と解することが考えられる。

この意味で本研究は、日本のハンセン病差別問題に取り組み、ハンセン病差別の歴史から、差別問題が争訟化した場合に実定法解釈論が依拠すべき反差別・共生の価値（差別問題解決の鍵となる法概念）を明らかにしようとするものである。

(2) アメリカの批判的人種理論 (critical race theory) は社会的マイノリティの声を法理論の中に組み入れ、人種的正義を実現しようとする法学方法論であるが、そこではアメリカ修正憲法14条がanti-discriminationの観点からではなく、anti-subordinationの観点から解釈されようとしている。例えば19世紀末のハワイ併合に対する補償請求運動の理論的根拠となっている。

本研究は、ハンセン病隔離政策によってもたらされたハンセン病差別という被害に対する、ハンセン病当事者による補償請求運動の獲得した成果として、熊本地裁判決を捉えなおす。このために批判的人種理論の「反差別原則 anti-subordination principle」を解釈論的に敷衍する方法について検討する必要がある。そこで批判的人種理論と実定法解釈論が具体的に交差する論点に即して「反差別原則」の意義を考察する。

(3) 現在のハンセン病当事者運動が最大の課題と位置づけているハンセン病療養所の将来構想問題において、「匡正的平等」という反差別・共生の法的概念の有効性を検証する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は戦後日本のハンセン病当事者

運動の検証、アメリカの議論状況の調査、日本の法律論への応用という3つの部分からなる研究である。

(2) 第1に戦後日本のハンセン病当事者運動について検証するために、沖縄島北部（名護市）にある国立ハンセン病療養所沖縄愛楽園をフィールドとして、資料調査と入所者聞き取り調査を行った。

(3) 第2にアメリカの議論状況を調査するためにアメリカ本土唯一のハンセン病療養所があったルイジアナ州を訪問し、現地視察を行うなど資料調査を行った。またハワイ州ホノルルでも、モロカイ島にあったハンセン病隔離施設に関する資料調査を行った。アメリカのハンセン病差別問題研究の観点から批判的人種理論の有効性を評価することが可能となった。

(4) 第3にアメリカの議論に学び、これを日本の法律論へ応用するために、研究代表者の専門分野である実定法領域（刑法）で、反差別・共生の価値を敷衍する法解釈論を展開した。

(5) さらに2008年6月に制定された「ハンセン病問題基本法」の意義について考察するために、当事者、市民運動体、行政機関の3者と連携してシンポジウムを開催した。

4. 研究成果

(1) 沖縄愛楽園をフィールドとする資料調査と聞き取り調査を通して、入所者それぞれに苦しみの中で生きてきた姿があり、これまで記されてきた沖縄のハンセン病史とは異なる歴史があることが明らかになった。例えば『沖縄救癩史』（沖縄らい予防協会、一九六四年）という書物がある。「救らい」とは療養所への隔離政策を患者やその家族がハンセン病差別から逃れるための「救い」であるとする見方である。たしかに療養所への入所が「救い」でもありえたことは、ハンセン病差別の深さや大きさを思えば了解可能であり、1つの歴史観として定着していた感があった。

しかし、療養所への入所が社会から存在を消され、療養所入所者として歩む新たな苦難の道のりの始まりでもあったことが聞き取りによって判明した。また退所経験のある入所者からは入所歴を偽り、職業を転々としながら、孤独の中で社会生活を送ったという証言を記録した。他方で、ハンセン病差別に立ち向かうために、具体的には例えば市街の食堂に入店し、自動車教習所に通い、高校や大学に進学するために、あるいは抹消された戸

籍を回復するために、格闘した人々にも出会うことができた。

これまでは沖縄のハンセン病差別問題は日本本土ほど深刻ではなかったとする理解もあったが、話者たちが隔離政策によって人間性の根源を脅かされる深い被害を受けており、その中で懸命に生きてきたこと、つまり「救らい史」ではなく、ハンセン病差別史と差別との闘いの歴史があったことが明らかにされた。

このような歴史の読み替えが行われえたのは、これまでハンセン病差別問題が社会的に隠蔽されてきたからに他ならない。このことは当事者からすれば、隠さねば差別の対象となり、隠されたためにハンセン病差別が社会的に維持され、被害は持続することになった。したがって聞き取り調査に応じるということそのことが、ハンセン病差別の歴史を社会的に可視化するということであり、立ち現れうる差別にも立ち向かおうとする当事者たちの覚悟を示すものであると考えることができる。

(2) アメリカでもマルシア・ゴードの『カーヴィルの記憶』(Marcia Gaudet, *Carville: Remembering Leprosy in America*, University Press of Mississippi, 2004) など、療養所入所者からの聞き取り調査に基づく研究が発表されている。

ゴードは、この近代ハンセン病差別を前提にして、カーヴィルの人々のアイデンティティの回復を論じている。彼女の研究の特徴は、隔離政策による被害が集約的に現れる幾つかのテーマに即して、その被害実態を陰影にして、カーヴィルの人々を前向きに描き出し、療養所における「生」が入所者らの集合的アイデンティティの形成をうながした、と捉えるところにある。

このような研究の背景にあるのはザツァリー・グッソウが提示した歴史観であり、ここでは近代ハンセン病隔離政策は欧米帝国主義諸国の植民地主義政策とともに推進されたものであり、近代ハンセン病差別は人種差別主義と一体となって作出されたとされる(Zachary Gussow, *Leprosy, Racism, and Public Health: Social Policy in Chronic Disease Control*, Westview Press, 1989.)。こうしてハンセン病当事者運動は、ハンセン病差別と闘うためのアイデンティティの政治であるという捉え方が可能になる。

日本において、このような歴史観が導入されたのは、ハンセン病違憲国賠裁判以後である。しかし裁判では療養所への入所は隔離政策による被害としてのみ捉えられた。これに対してゴードの研究が示唆するのは、療養所の将来構想問題において、療養所において生活することそのもの(療養権)を定礎する論

理を用意することである。ハンセン病違憲国賠裁判の成果の1つは「在園保障」が確約されたことであり、2008年の「ハンセン病問題基本法」によってこれが明文化された。

(3) 批判的人種理論の「反差別原則」やアイデンティティの政治をめぐる議論を平等原則に関する法解釈論へと敷衍するために、DV問題と強姦罪を例にとって検討を行った。

強姦罪については、戦後沖縄における基地犯罪としての強姦罪について考察した。まず、強姦罪は基本的に男性による女性に対する差別行為であると捉え、次に、米兵という特定の主体による強姦が、米軍の長期駐留状態という戦後沖縄の植民地主義的状况の中で、その差別的本性の増幅されたものであると捉えうることを示した。

日本のジェンダー(法)研究はポスト構造主義の影響を強く受けており、上記のように基本的に男性を強姦という差別行為の加害者であるとし、また女性をその被害者であるとする理解に対しては、かえって両者の加害者-被害者関係を固定化するという反論が予想される。しかし、戦後沖縄という現場では、女性に対する暴力の被害を女性がうけている現実が出発点とならざるをえないと考えられる。

DV問題については、DV被害者による加害者に対する反撃行為の違法阻却の理論構成について考察した。正当防衛が成立しうるとする見解には、①DV行為による侵害の継続性を認めうる場合には侵害の時間的接着性の程度に関する判断基準が緩和されるとする見解、②長期間にわたるDVによって追い詰められた心理状態にある被害者にとって、侵害が差し迫っていたとする急迫性判断の主観化の方法、③DVにより被害者が追い詰められた状態そのものを端的に人権侵害の現在する状態と捉えて、不正の侵害の現在性を肯定する方法、という3つがある。

この第3の見解は、DVとは女性に対する暴力であり、男性による女性に対する差別的な行為であるとする理解を前提としている。したがって、そこでの人権侵害は、DV防止法前文が指摘する人間の尊厳に対する侵害であるとともに、性的平等の価値に対する侵害である。DV被害者の反撃行為の違法阻却の理論としては、憲法13条の価値侵害に対する正当防衛とする方法と憲法14条の平等の価値侵害に対するいわゆる超法規的違法阻却事由とすることが考えられる。

(4) 2009年2月15日、愛楽園フォーラム(「名護から発信する未来の沖縄～国立ハンセン病療養所愛楽園将来構想フォーラム」)が同園所在地の名護市で開かれた。同園自治

会・名護市と同フォーラム実行委員会の共催によるものであり、①シンポジウム「みんな考えよう！地域と歩む医療」②学生演劇「光りの扉を開けて」などからなる。

同フォーラムは、同年4月施行の「ハンセン病問題基本法」12条1項（いわゆる「療養所の社会化」条項）が、ハンセン病療養所入所者の「良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる」としたことをうけて、沖縄愛楽園の将来構想を地域ぐるみで検討していくために開催された。同条項により「ハンセン病であった者」だけでなく、広く地域住民が療養所を利用することが可能になり、この意味で療養所は社会に開放される。

しかし「基本法」12条2項は「国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない」としている。「入所者の意見」の前提にあるのは「入所者の自治」であり、各療養所の「入所者の意見」は各自治会がとりまとめる。つまり「療養所の社会化」の鍵を握るのは「入所者の自治」であるが、ここに入所者の高齢化に伴う自治機能の縮小という難しい現実がある。

そのため療養所を社会化するにあたっては、その内容だけでなく、その策定・実現のプロセスを充実させることが不可欠である。そこで同フォーラムの重点は、どちらかといえば第2部の演劇におかれた。というのは、沖縄愛楽園の所在する名護市では、同園の将来構想問題が地域社会の課題として認識されているという状況にはなっておらず、この状況で「療養所の社会化」を議論しても、それではハンセン病差別の被害者（被差別の当事者）である療養所入所者の「良好な生活環境の確保」に結びつく「社会化」を構想できないからである。つまり同フォーラムを通して、沖縄愛楽園やハンセン病差別問題の現状について、広く地域住民に理解を促すことが先決であった。

また演劇の上演活動は、愛楽園の地元名護市で将来構想問題に取り組む人材発掘・育成を意図したのもであった。従来、沖縄愛楽園自治会は、沖縄島中南部を活動拠点とする市民運動団体「ハンセン病問題ネットワーク沖縄」と連携して、ハンセン病問題に関する啓発活動を行ってきた。2007年度からは愛楽園ガイド講座を園内で共催して、「愛楽園の歴史を学び、入所者の心を理解し、愛楽園のことを人々に紹介できる、愛楽園のいわばサポーターを募ろう」としてきた（同講座開催趣旨）。しかし、高齢化する入所者に代わってガイド受講者が担う園内ガイド実践は、一般市民が差別問題の被害経験を引き継ぎ、語り伝えうるかという難問を提起している。そ

こで、より即効的で、また地域住民がより参加しやすい取り組みとすべく、名護市など北部市町村から中高生の出演者を募り、一方で出演者らにハンセン病問題に触れる機会を与えるとともに、他方で若い世代からの世論喚起を期待して演劇が行われた。

「基本法」6条は、ハンセン病問題に関する国の政策は「ハンセン病の患者であった者等その他の関係者」の意見を反映したものでなければならないとする。ハンセン病違憲国賠裁判熊本地裁判決以後、厚生労働省は統一交渉団（原告団、弁護団、全療協）との協議の場としてハンセン病問題対策協議会を設置しており、同条はこの協議会やその作業部会での議論に法律上の位置づけを与えたものであるとされる。言い換えれば、これは国賠裁判とその後の支援活動を通して、全療協によるハンセン病当事者運動を継承しうる「その他の関係者」が、いわば「準当事者」として現れてきたことを示している。「基本法」は、「療養所の社会化」における入所者自治の理念と機能の継承という困難な課題を地方公共団体や地域住民に課したといえるが、療養所将来構想問題が解決するか否かは、差別問題の加害者－被害者関係をこえて、被差別当事者の経験を継承しうるかにかかっているといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

- ① 森川恭剛、ハンセン病とエイズの差別、琉大法学 82 号掲載予定、2009 年、査読無し
- ② 森川恭剛、DV 被害者の反撃と正当防衛、琉大法学 80 号、1～30 頁、2008 年、査読無し
- ③ 森川恭剛、戦後沖縄と強姦罪、新城郁夫編『沖縄・問いを立てる 3 攪乱する島』（社会評論社）、107～135 頁、2008 年、査読無し
- ④ 森川恭剛、アメリカのハンセン病差別問題研究、沖縄法政研究 9 号、11～52 頁、2007 年、査読無し
- ⑤ 森川恭剛、カラウパパにおける断種手術、ハンセン病市民学会年報 2006、190～197 頁、2006 年、査読無し

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 森川恭剛ほか5名、戦争とハンセン病、ハンセン病市民学会、2008年5月11日、国立ハンセン病資料館

〔図書〕（計 1 件）

- ① 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局、

沖縄愛楽園自治会、沖縄県ハンセン病証言集
沖縄愛楽園編、2007年、20頁、59～62頁、184
頁、208～9頁、245～50頁、261～5頁、328～35
頁、391～2頁、395～6頁、403～14頁、416頁、
423～6頁、506頁、528～35頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森川 恭剛 (MORIKAWA YASUTAKA)

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20274417

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者